



愛媛労働局発表  
平成24年10月26日

【担当】

愛媛労働局雇用均等室

室長 横田 秀樹

室長補佐 平井 千恵子

(電話) 089(935)5222

報道関係者 各位

### パート労働・育児休業相談ダイヤルの設置について

愛媛労働局(局長 田中敏章)では、平成24年11月12日(月)から16日(金)までの間、フリーダイヤルを設置し、労働者や事業主等からのパート労働・育児休業に関するご相談に応じます。

1 フリーダイヤル ☎ 0120-952-121

2 受付時間：9時～17時

(参考:パートタイム労働、育児・介護休業に関する相談の状況【平成24年4月～9月】)

パートタイム労働に関する相談は65件(昨年同期比22件,51%増)で、相談内容は労働条件の文書交付が12.3%と最も多く、次いで正社員への転換措置が10.8%、さらに待遇に関する説明、賃金、差別的取扱いに関する相談が7.7%で同数となっている。(図1)。

また、育児・介護休業に関する相談は1,172件(昨年同期比800件,215%増)で、相談内容は育児休業(制度・権利関係)が59.1%、介護休業(制度・権利関係)が40.9%となっている。(図2)

図1

パートタイム労働に関する相談(65件)の内訳

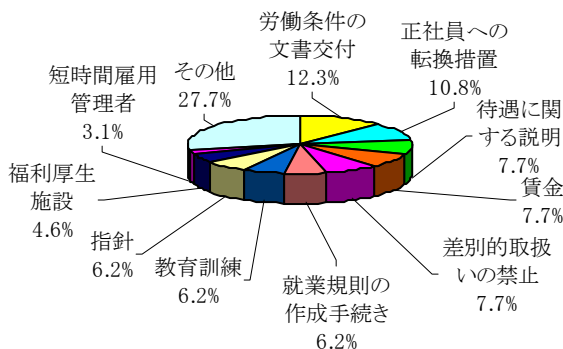
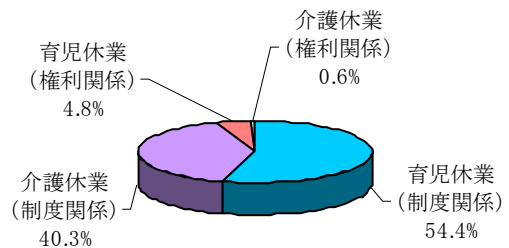


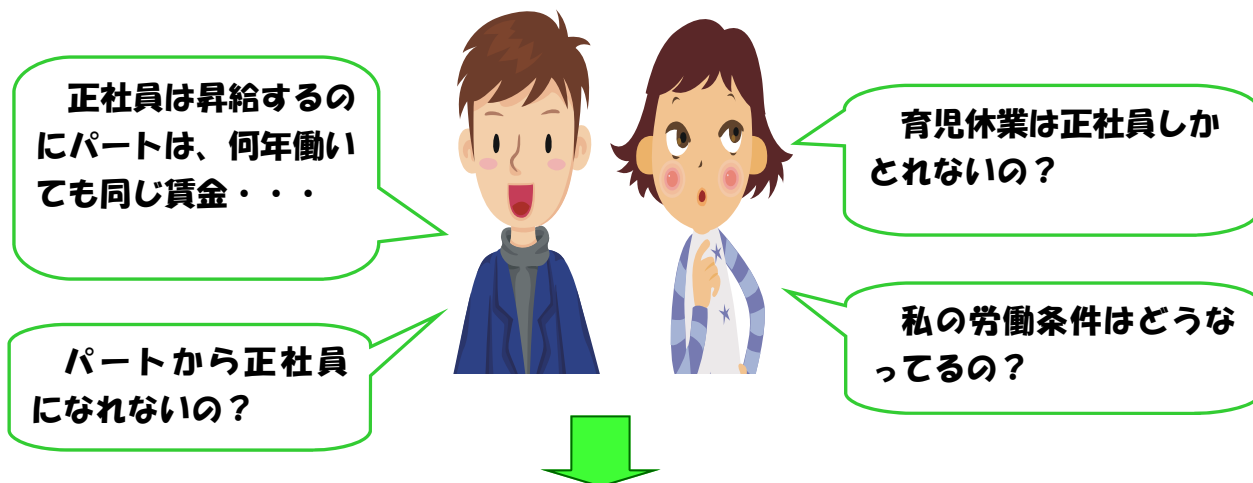
図2

育児・介護休業に関する相談(1172件)の内訳



# パート労働・育児休業相談ダイヤルのご案内

<パートで働いている方、パートで働きたい方に>



このような疑問や相談にお答えします。

\*通話料は無料で相談できます。

日時：平成24年11月12日（月）～11月16日（金）

9:00～17:00

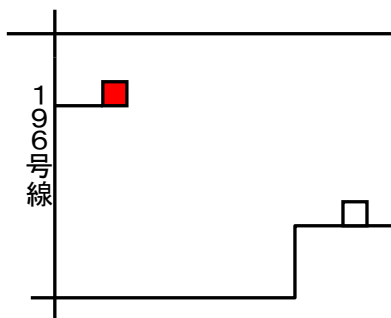
フリーダイヤル



**0120-952-121**

相談の種類：パートタイム労働法・育児休業等に関する各種相談

この機会に日頃疑問に思うことなどお気軽にご相談ください。



愛媛労働局雇用均等室では、専門の雇用均等指導員がおり、労働者や事業主のみなさまから、パートタイム労働法や妊娠・出産、育児や介護等に関する相談をお受けしています。

お気軽にお問い合わせください。

愛媛労働局雇用均等室

〒790-8538 松山市若草町4番地3

TEL 089-935-5222

## パートタイム労働法に沿ってあなたの状況を確認してみましょう

※パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

→「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」です。

(「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」等の名称の如何にかかわらず、上記に当てはまれば「パートタイム労働者」として、パートタイム労働法の対象となります。)

### ○労働条件に関する文書の交付等(第6条)

あなたは、雇い入れの際、事業主から「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」等の労働条件を、文書で明らかにしてもらっていますか？

### ○差別的取扱いの禁止(第8条)

正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者(注)の方は、正社員と差別のない待遇を受けていますか？

(注)正社員と同じ働きをしているパートタイム労働者とは？

①職務内容(業務の内容と責任)、②人材活用の仕組みや運用などが正社員と同一であって、③契約期間が無期又は無期と同視できる状態のパートタイム労働者をいいます。

### ○賃金の決定方法(第9条)

パートタイム労働者の賃金は、正社員とのバランスを考慮しつつ、職務内容や成果、意欲、能力、経験等の要素を勘案する等により決定することとされています。あなたの賃金はどのように決定されていますか？

### ○福利厚生施設(第11条)

正社員が利用できる福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)について、パートタイム労働者も利用できるよう配慮されていますか？

### ○通常の労働者への転換(第12条)

事業主は、パートタイム労働者が正社員に転換できるチャンス(正社員募集への応募、正社員登用試験の受験など)を設けることとされています。あなたは、正社員に転換できるチャンスについて、具体的な内容を知らされていますか？

---

## ご存知ですか？育児・介護休業法

### ○育児休業(第5条～第9条の2)

原則として1歳未満の子を養育するすべての男女労働者(日々雇用者及び一定範囲の期間雇用者を除く。)が対象です。パートタイム労働者や契約社員であっても、法で定める一定要件を満たせば育児休業の対象となります。

(注)入社1年未満の労働者など、一定の労働者については労使協定がある場合は対象になりません。

### ○子の看護休暇(第16条の2～第16条の3)

小学校就学までの子を養育するすべての男女労働者(日々雇用者を除く。)が対象です。病気やけがをした子の看護等のため、子が一人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで1日単位で取得できる休暇です。

### ○育児短時間勤務制度(第23条)

3歳未満の子を養育するすべての男女労働者(日々雇用者を除く。)が対象で、1日の所定労働時間を原則として6時間とする制度です。(従業員100人以下の企業については、平成24年7月1日から適用)

(注)入社1年未満の労働者など、一定の労働者については労使協定がある場合は対象になりません。

### ○不利益取扱いの禁止(第10条ほか)

育児休業などの利用の申出や取得を理由として、解雇などの不利益な取扱いをすることは禁止されています。

※上記のほか仕事と育児や介護を両立するための各種制度があります。詳細は、愛媛労働局雇用均等室(Tel:089-935-5222)へお問い合わせください。